

「職場の熱中症対策ラボ」加盟規約

2026 年 8 月 31 日制定

1 趣 旨

地球規模での気候変動の進行により、近年では夏季に猛暑日が長期間継続するなど、環境が大きく変化する中で、夏季を中心に職場においても熱中症が多数発生しています。特に、令和 4 年から令和 6 年の 3 年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続くなど、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組む必要性がより高まっています。

このような状況の中で、職場において熱中症に罹患する者を一人でも減らすべく、事業場における主体的な熱中症対策を促進するために、職場の熱中症対策に関わる全てのステークホルダーが参加し熱中症のない職場（クールワーク）を目指すことを目的としたコミュニティとして「職場の熱中症対策ラボ」を組織します。

また、職場の熱中症対策ラボでは、各ステークホルダーにおける主体的な取組みへの支援を進めるとともに、取り組みをより一層促進するため、趣旨を同じくする SAFE コンソーシアムと歩調とあわせてまいります。

2 加盟基準

- (1)すべての働く人の幸せを願い、職場の熱中症対策の機運の醸成や企業や労働者の行動変容のためのアクションに取り組む意思のある企業、団体であること。
- (2)長期的かつ継続的に、働く人のための職場の熱中症対策（対策への支援を含む）に取り組む意思があること。
- (3)加盟団体間での、ポータルサイトやフォーラム等の集まる場における取組内容の共有に同意いただけること。
- (4)取組内容および、「職場の熱中症対策ラボ」の活動内容について自社ホームページや SNS などにおいても積極的に公表をおこなう意思があること。
- (5)「職場の熱中症対策ラボ」における熱中症対策にかかる検討等における知見等の収集に協力する意思があること。

3 加盟単位

「職場の熱中症対策ラボ」は、企業・自治体・業界団体・労働災害防止関係団体等・産業保健関係機関・各種安全衛生関係団体の加盟を基本的な加盟単位とします。個人単位の加盟はできません。企業については、事業所・事務所、工場、サービス、メディア等の単位での加盟も可能とします。

4 加盟申請

- (1)「職場の熱中症対策ラボ」のポータルサイト内の加盟申請申請書をダウンロードし、基本情報の記入し電子メールで申請書の提出をすることで加盟申請をおこなうことができます。
- (2)事務局にて提出内容を確認後、承認された場合加盟が認められます。
- (3)申請書の記載等から「職場の熱中症対策ラボ」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、加盟が認められないこともあります。
- (4)加盟申請書にご記入いただいた内容および申請書は加盟申請に伴う確認及び事務局からの連絡以外の用途に使用することはありません。

5 会員の公表

- (1)加盟企業等は、「職場の熱中症対策ラボ」会員（以下「会員」といいます。）と呼びます。
- (2)会員は、「職場の熱中症対策ラボ」のポータルサイト等の制作物で名称を公表します。

6 加盟の取りやめ等

会員は、窓口に対し、電子メールで届出をすることにより、いつでも加盟を取りやめることができます。

7 加盟資格の取消

事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、加盟資格を取り消すことがあります。

- (1)「職場の熱中症対策ラボ」の趣旨に明らかに反するような行為を行ったと認められるとき
- (2)法令や公序良俗に反する行為をしたとき
- (3)その他、「職場の熱中症対策ラボ」の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

8 規約の改訂

本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。